

金融商品とは？

有価証券の範囲も解説

金融調査部 制度調査課

研究員 斎藤航

今回は、金融商品の会計処理のルールとして金融商品会計基準の意義などを説明しました。今回は、そのルールの対象となる「金融商品」に該当するものを詳しく見ていきます。また、金融商品の一つである有価証券の範囲も解説します。

金融商品の範囲

第1回では、金融商品に関する会計処理を定めたルールの意義・概要・対象について説明しました。では、そもそも金融商品会計のルールでいう金融商品とは何を指すのでしょうか。

金融商品会計基準によると、「金融資産、金融負債及びデリバティブ取引に係る契約を総称して金融商品ということにする」と定義されています。具体例を用いて、金融商品に該当する金融資産、金融負債、デリバティブ取引をまとめたのが図表1です。

図表1 金融商品会計基準における金融商品の具体例

	例
金融資産	現金預金
	金銭債権(受取手形、売掛金、貸付金など)
	デリバティブ取引(先物取引、先渡取引、スワップ取引、オプション取引など)により生じる正味の債権
	株式その他の出資証券などの有価証券
金融負債	金銭債務(支払手形、買掛金、借入金、社債など)
	デリバティブ取引(先物取引、先渡取引、スワップ取引、オプション取引など)により生じる正味の債務
デリバティブ取引	先物取引、先渡取引、スワップ取引、オプション取引、クレジットデリバティブ取引など

(出所) 企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」より大和総研作成

大まかにいえば、現金または将来的に金銭として受け取ることができるものや有価証券が金融資産に該当し、将来的に金銭として支払わなければならないものが金融負債に該当します。また、デリバティブは、金融商品のリスクを低下させたり、逆にリスクをとった上で高いリターンを獲得を目指したりする目的で設計された金融商品です。例えば、デリバティブ取引のうち先物取引というものがあります。先物取引とは、将来に売買を行う金融商品（債券や株式など）について、あらかじめ契約時点で売買価格や売買数量を決めておく取引です。これを用いることで、金融商品の価格が将来変動するリスクを回避することができます。

図表1の「デリバティブ取引により生じる正味の債権」、「デリバティブ取引により生じる正味の債務」と、「デリバティブ取引」はすべて「デリバティブ取引」という言葉が入っていますが、どのような違いがあるのでしょうか。デリバティブ取引として、先物取引を例に考えてみましょう（図表2）。

先物取引を行うとき、将来の価格がいくらになっても、（契約時点で）決めておいた価格や数量で売買を行うことを約束（契約）します。「デリバティブ取引」とは、このような先物取引などの約束（契約）そのもののことを指します。

その後、時間が経過して、先物取引の約束（契約）に基づいて、その対象となる金融商品の売買を実際に行うこととなります。この実際に売買を行うタイミング（決済時点）での価格と（最初の時点で）約束した価格の差が損益として発生します。

さて、先物取引の買い手を例に、時間を少し戻して、先物取引の約束（契約）をしたものの、まだ決済が行われる前に、企業の決算期末を迎えたとしましょう（図表2）。このとき、この先物取引により決済時点で損益（＝先物取引の対象となる金融商品の決済時点での価格－契約時点で約束した価格）がプラスである（差益が発生している）と期末時点で予想される場合は、「デリバティブ取引により生じる正味の債権」として金融資産に該当します。逆に、この先物取引により決済時点で損益がマイナスである（差損が発生している）と期末時点で予想される場合は、「デリバティブ取引により生じる正味の債務」として金融負債に該当します。

「デリバティブ取引により生じる正味の債権」の額は、決済時点で発生すると予想される差益の期末時点での割引価値¹となります。同様に、「デリバティブ取引により生じる正味の債務」の額は、決済時点で発生すると予想される差損の期末時点での割引価値¹となります。

以上が基本的な考えですが、実務上は、期末時点のデリバティブ（ここでは先物取引）の時価と契約時点の時価の差額で判断します。つまり、**デリバティブの期末時点の時価と契約時点の時価の差額がプラスであれば「デリバティブ取引により生じる正味の債権」、マイナスであれば「デリバティブ取引により生じる正味の債務」とみなせます。**

¹ 割引価値とは、金利などを用いて、決済時点で発生すると予想される差益（差損）を期末時点の価値に変換したもののことです。

有価証券の範囲

有価証券も前掲図表1のように金融商品（金融資産）に該当します。金融商品会計で「有価証券」という場合には、基本的には、金融商品取引法という法律が定めている有価証券をベースとしています。具体的には、株式、債券、投資信託などです。ただし、それ以外のものであっても、「有価証券」として取り扱われるものもあります。例えば、国内譲渡性預金がこれに当たります（図表3）。

図表3 有価証券の具体例

	例
金融商品取引法に定義する有価証券	株式
	国債や社債などの債券
	投資信託
	新株予約権証券
	コマーシャル・ペーパー
上記以外のもの	国内譲渡性預金

（注）ほかにも有価証券はあります。

（出所）企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」、日本公認会計士協会「金融商品会計に関する実務指針」より大和総研作成

以上が金融商品や有価証券の範囲となり、次回以降、これら金融商品の会計処理に関するルールの詳細を見ていきます。その導入として、次回の第3回では図表3で示した株式などの有価証券を購入した場合の記帳や計算のプロセスを簡単に説明します。

（次回予告：第3回 有価証券の取得から記帳・計算の流れとは？）

以上